古 監 委 第 24 号 平成28年10月25日

古河市長 菅谷 憲一郎 様

古河市監査委員 赤 岩 茂

同 多々羅 絡

同 山腰 進

平成28年度財政援助団体等監査の結果について(報告)

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

### 平成28年度財政援助団体等監査結果報告

# 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

### 2 監査の対象

- (1) 所管課 都市建設部 都市局 都市計画課 産業文化部 スポーツ局 スポーツ振興課
- (2) 対象団体 一般財団法人 古河市地域振興公社

### 3 監査の範囲

- (1) 平成27年度に市が交付した運営補助金に係る出納その他事務
- (2) 平成27年度に執行された事業運営に係る出納その他事務
- (3) 平成27年度に執行された公の施設(中央運動公園温水プール) の指定管理者に係る出納その他の事務

## 4 監査の方法

監査に当たっては、所管課及び対象団体から提出された資料に基づき、補助金交付に係る事務事業及び会計経理事務が適正に執行されているか否かについて、所管課職員及び団体職員から事業の内容について説明を聴取するとともに、関係諸帳簿及び支出証書類の調査を実施する。

## 5 監査の着眼点

(1) 財政援助団体監査

《所管課関係》

- ア 補助金、交付金、負担金、貸付金、その他の財政的援助(以下「補助金等」という。)の決定は法令等に適合しているか。
- イ 補助金等の交付目的及び補助金等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要 性は十分か。
- ウ 補助金等に関する条件(貸付金については、利率、元利金の償還方法、額及びその時期等)の内容は明確か。また、貸付金の利率を著しく低率とし、又は無利息とした場合の理由は適正か。
- エ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- オ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- カ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- キ 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要 のあるものはないか。

### 《対象団体関係》

- ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金等の交付申請書、 実績報告書等は符合するか。
- イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助金等対象事業以外に流用されていないか。
- エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- オ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- カ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- キ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還(貸付金については、元利金の償還)時期等は適切か。
- ク 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。

### (2) 公の施設の指定管理者監査

#### 《所管課関係》

- ア 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- イ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ウ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- エ 協定書等は、必要事項が適正に記載されているか。
- オ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- カ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- キ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- ク 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注 意を払い、利用の奨励に努めているか。

#### 《指定管理者関係》

- ア 施設は関係法令(条例を含む)の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は 適正になされているか。
- エ 利用促進のための努力はなされているか。
- オ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業と の会計区分は明確になっているか。
- カ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収 書類の整備、保存は適切になされているか。
- キ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

#### 6 監査の期間

平成28年8月1日(月)から9月27日(火)まで

## 第2 監査の結果

## 結果報告

対象団体の事務及び対象団体に関する所管課の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。今後も、所管課においては対象団体に対する指導を含めて適切な措置を講じるとともに、対象団体においても適切な措置を講じられたい。以下、その概要を記述する。

なお、ささいな事項については、関係者に口頭で改善・検討を要望したので記述は省略する。

## 【運営補助金関係】

1 所管課関係 《都市建設部 都市局 都市計画課》

一般財団法人地域振興公社に交付している補助金は、公社運営費である総務会計への補助金となっている。公社からの交付申請に基づき内容を精査し交付決定を行い、概算払により支出している。年度末に公社からの実績報告により精算しているが、交付申請時の補助金算出根拠と実績報告の内容に違いが見受けられる。交付申請書及び実績報告書の確認が形式的審査にならないよう精査するとともに補助金交付のための個別要綱を早期に整備されるなど今後は補助金交付根拠を明確にし、補助金交付の透明化に努めていただきたい。

- 2 对象団体関係 《一般財団法人 古河市地域振興公社》
  - (1) 消費税の未払額の処理について

現在、消費税の会計処理(期間帰属)は支払基準で行っている。すなわち、前年度の確定消費税額と当年度の中間納付額の合計額が当年度負担消費税額となっている。

しかし、通常は発生基準で計上すべきである。すなわち、当年度の確定消費税額は当年度の費用として、未払計上すべきである。

(2) 消費税の会計間負担について

現在は、会計を総務会計(一般会計)と各事業別の特別会計(8会計)とに区分して 処理しているが、消費税額は全て総務会計で負担している。これは、最終的に消費税負 担額も市の補助金対象としていることから導き出された処理であると考えられるが、そ の分、特別会計は負担すべき消費税額が過少に表示され、結果として各会計の収支・損 益が過大に表示される結果となっている。

厳密には、各特別会計で負担すべき消費税額は各特別会計の支出とすべきである。

(3) 特別会計内の事業別損益について

特別会計内で複数の事業を実施している場合、事業ごとの損益は算出されていない。 事業ごとの効率性を測定するためにも、事業ごとの損益を把握することが望まれる。

## 【指定管理(中央運動公園温水プール)関係】

## 1 所管課関係 《産業文化部 スポーツ局 スポーツ振興課》

指定管理者の行う当該施設管理の経費は、その多くが市からの指定管理料によりまかなわれており、その管理執行が適正に行われなければならないことは言うまでもない。また、所管課は、施設に要する適切な指定管理料を算出する意味からも、その経理状況及び運営状況について重要な関心をもって把握に努める必要がある。

スポーツ振興課では、指定管理者である一般財団法人地域振興公社から中央運動公園温水プールの管理運営について、毎月の業務報告や事業報告を受けながら、その内容についての点検、確認を行っているところではあるが、事業報告書等の書類の一部に誤記載や未記載があり指摘したが、全体としてはおおむね適正に執行されていた。

今後も提出される月次業務報告書及び事業報告書の内容についての精査を行うとともに サービス水準の維持・向上ができるモニタリングを活用するなど指定管理料の執行内容の 的確な把握に努め、更なるコスト削減などに対処されたい。

## 2 对象団体関係 《一般財団法人 古河市地域振興公社》

中央運動公園温水プールの指定管理者として管理運営を行っており、市民サービスの向上及び経費の節減などを継続して検証する体制が整えられている。また、施設等の老朽化の影響がある中で、前年度を上回る利用料収入となり企業努力がうかがえる。また水泳教室等の充実など利用者のニーズを把握した運営に努めるなど、蓄積したノウハウを生かして今後も利用者増加のための更なる努力を期待したい。

なお、指定管理者業務仕様書では、案内パンフレット等に指定管理者と市の連絡先を表示することとあるが、これがなされていないので表示されたい。

今後も市民に対するより良いサービスの提供を推し進めるべく更に努力されることを望む。